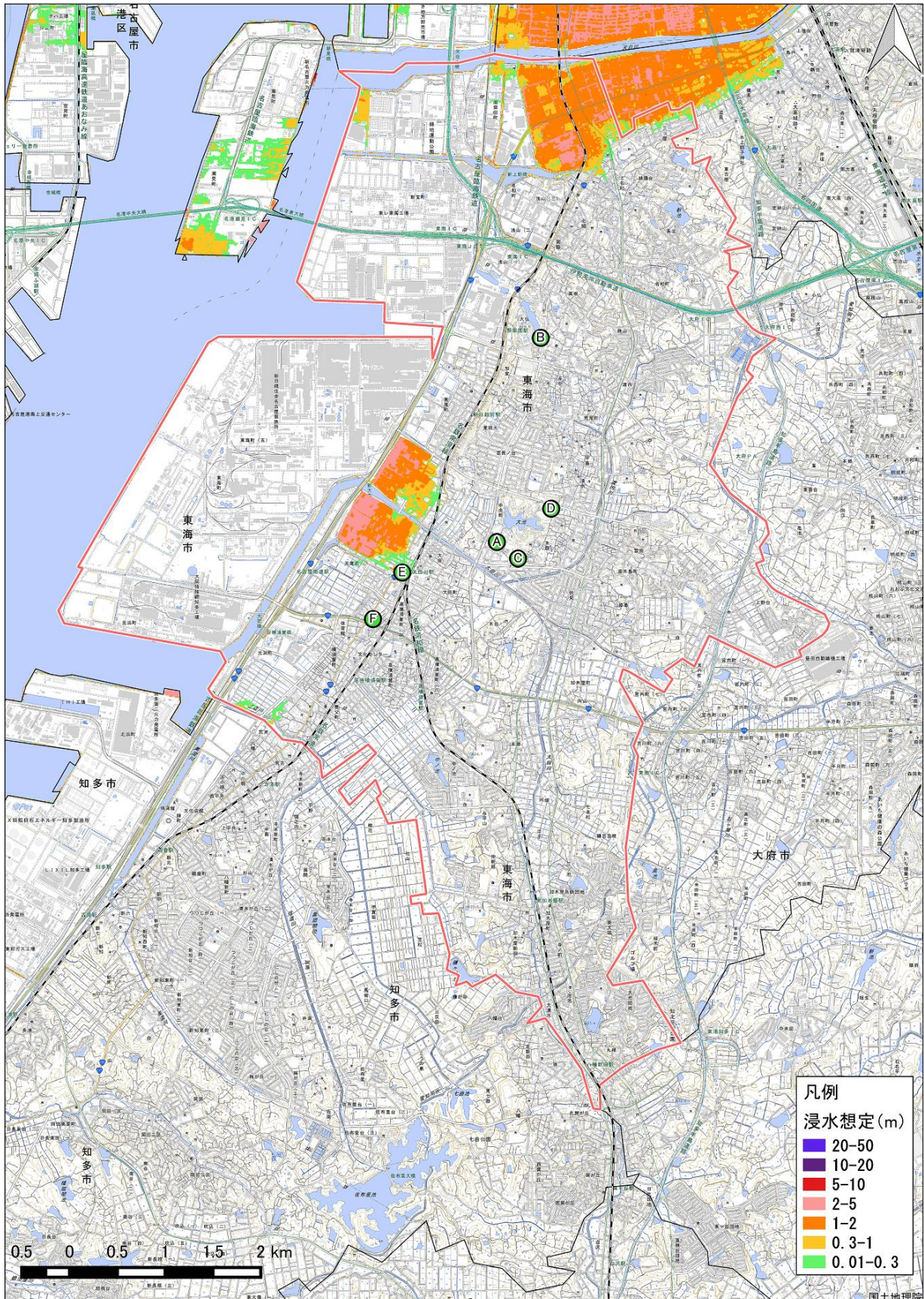


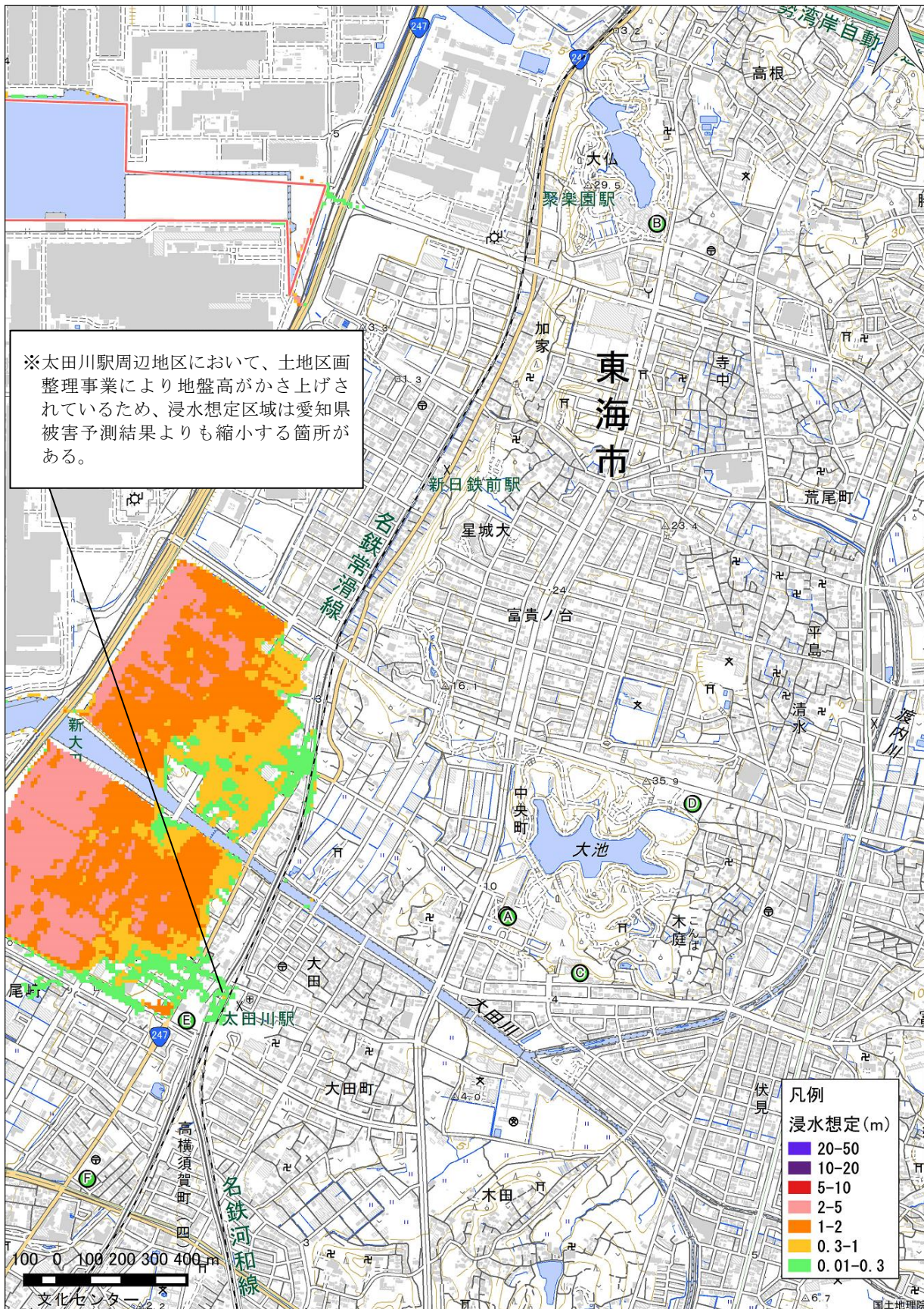
【津波浸水域想定図】

名和町蓮池交差点から北側及び太田川駅西側、信濃川周辺において浸水する可能性がある。



【津波浸水域想定図 市役所周辺】

芸術劇場は浸水域には入っていないが、周辺では浸水する可能性がある。



3 職員参集予測

(1) 職員の参集方法

地震が起きてから1週間までは、徒歩によるものとし、時速3kmで参集するものとする。また、1週間以降は、交通機関等を利用できるものとして、職員の参集率を想定する。

(2) 参集職員の条件

ア 長期間参集できない職員

「過去地震最大モデル」による想定では、冬・深夜（5時）のケースの場合、愛知県全体の死者数は6,400人と想定され、これは県の人口（7,460,529人）の0.08%に当たる。

要因別では、浸水・津波による死者数が3,900人となっており、全体の約61%、建物倒壊等による死者数が2,400人で全体の約38%の想定である。

市職員数は875人（平成27年（2015年）4月1日時点）で、職員及び家族の人数を約1,600人と想定すると、職員及び家族の死亡により長期間参集できない職員数は約1人の0.1%となる。したがって本想定では、長期間参集できない職員は考慮しないこととする。

イ 直線距離20km圏内の想定

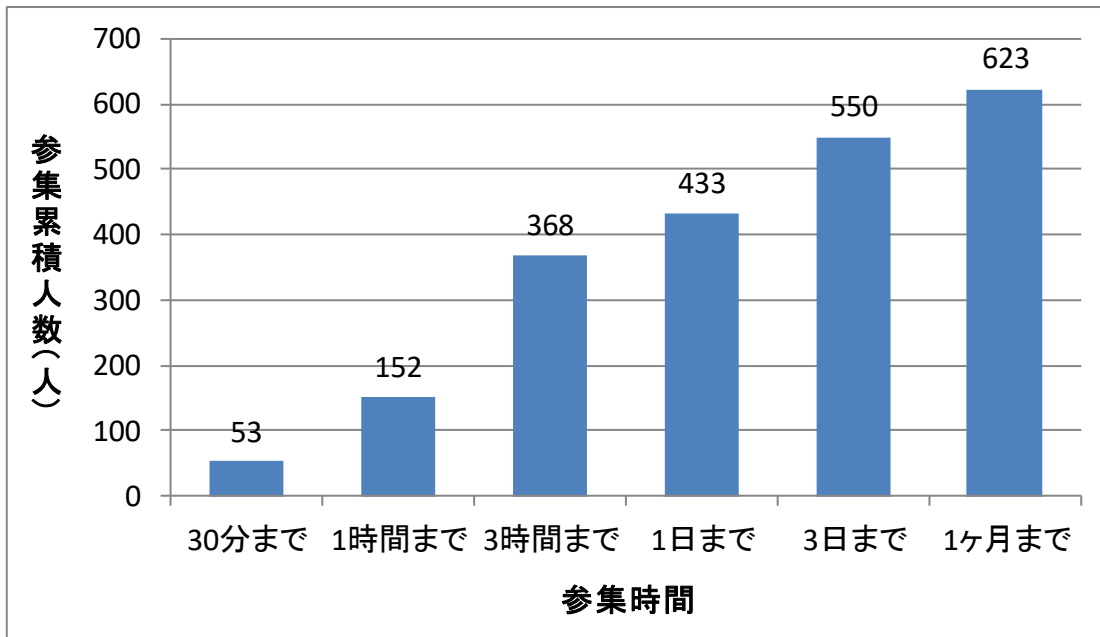
発災から1週間までは、徒歩による参集を想定しているため、参集可能な直線距離20km圏内に居住する職員を対象とする。

ただし、津波浸水及び液状化等の被害を受け、道路や鉄道が寸断される可能性のある名古屋市以西に居住する職員は除くものとする。

(3) 職員参集予測の結果

	30分まで	1時間まで	3時間まで	1日まで	3日まで	1ヶ月まで
	～1km	～2km	東海市内	～6km ※名古屋市以西を除く	～20km ※名古屋市以西を除く	20km～ 名古屋市内 県外(東京・長野・三重)
人数	53	99	216	65	117	73
累計	53	152	368	433	550	623
割合	9%	24%	59%	70%	88%	100%

※ 職員参集の算定に当たっては、全ての職員が市庁舎へ参集するものとして計算。ただし、保育職は除く。



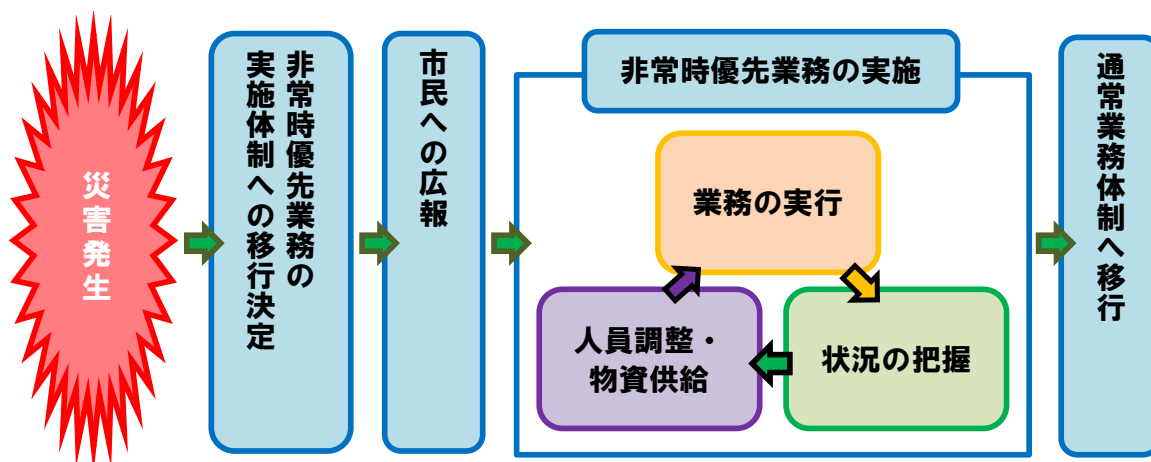
(4) 職員参集の分析

阪神・淡路大震災発生時の兵庫県及び兵庫県内市町村における参集率を見てみると、兵庫県、神戸市、伊丹市、西宮市、芦屋市及び宝塚市の地震発生当日の参集率の平均は約48%であり、発災から4日目までの平均は約76%であった。

本市においては「(2) 参集職員の条件」のとおり集計し、結果は「(3) 職員参集予測の結果」のとおりとなったが、この数字は最大値であり、阪神・淡路大震災の参集率を考慮すると、発災から4日までに来られる職員は約7割と考えられる。

(出典：(財)消防科学総合センター『地域防災データ総覧 阪神・淡路大震災基礎データ編』)。

第3章 非常時優先業務（1ヶ月間）の実施体制



1 非常時優先業務の実施体制への移行

本部長が「第5 非常配備」体制を指令したとき、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき又は本部長が必要と認める場合には、本計画を発動し、非常時優先業務を実施する。

2 職務代行

本部長、副本部長及び本部員の参集率の低い発災直後の初動期において、組織内の業務が迅速かつ円滑に進むためには、指揮命令系統が確立されていなければならない。そのため、本部長、副本部長及び本部員の職員が参集不能の場合にも適切な意思決定をするため、下記のとおり定める。

(1) 本部長が不在の場合

本部長が不在の場合は、東海市災害対策本部条例第2条第2項に基づき、副本部長が職務を代行する。職務を代行する副本部長の順序としては、東海市災害対策活動要綱第2条第2項に基づき、総務部の事務を担当する副市長、その他の副市長及び教育長の順序とする。

(2) 本部員が不在の場合

本部員が不在の場合は、本部員が所属する部の次長級、課長級の職の順で職務を代行するものとする。

3 職員の参集及び非常時優先業務実施に際しての任務

(1) 被害の情報収集

大規模災害時には、災害対策本部に情報が入ってこないことが懸念される。そのため、勤務時間外に発災した場合、職員は自宅から参集場所へ参集するまでの途中の被災状況を、できるだけ写真やビデオカメラに収め、災害対策本部に状況報告することとする。

(2) 職員の安否確認

非常時優先業務を着実に実施していくためには、人員を確保することが基本となる。職員は日ごろから、災害から自分自身の身を守る行動に心がける必要がある。

また、災害時には、情報伝達システムやメール、電話等により、直ちに自分自身の安否を上司等へ報告するものとする。

(3) 家族の安否確認

職員の参集を実現するためには、同時にその家族の安否確認を确实かつ速やかに行うことが必須である。職員は、日ごろから家族との間でメールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の連絡方法を確認しておき、災害時には、情報伝達システム等により、家族の安否も自分自身の安否と合わせて報告するものとする。

(4) 非常時優先業務実施時の記録

災害対応時の各場面においての方針決定、各機関との連絡調整及び記者会見等のメディア対応並びに災害対応後に作成する検証報告等における災害時の記録の作成等に、様々な情報が必要となるため、職員一人ひとりがどの時間帯にどのような非常時優先業務を実施したのか、記録を取るものとする。

第4章 非常時優先業務の選定

1 非常時優先業務の選定基準

(1) まずは市民の生命を守るための業務を実施

発災直後は、必要資源が不足し、行わなければならない災害対応業務量は膨大となる。

また、市民のニーズに合わせ、時間の経過とともに災害対応業務の内容が変化していく。

このため、時系列ごとの優先度に応じた、実施する業務の選択と、これに応じた必要資源を集中させて、災害対応を実施しなければならない。

しかし、発災直後は、全ての災害対応業務を一斉に開始するのではなく、まずは、市民の生命を守るための業務を優先して実施し、その後、各種窓口の設置や、生活再建のための業務等を実施する。

(2) ライフライン系は早期に復旧させなければならない

ライフラインの機能の有無は、市民の生命及び生活に直結する。そのため、上下水道及び建築・土木等の部署は、ライフラインの機能維持又は早期復旧に全力を投入しなければならない。

また、上下水の処理場及びポンプ場並びにごみ処理施設その他市有の工場施設は、一旦機能が停止すると復旧に相当な時間を要するため、優先的に、機能を回復させなければならない。

(3) 業務着手時間及び目標達成時間の設定

非常時優先業務を選定するに当たり、各業務をいつ着手し、いつまでに終わらせるのかを考えなければならない。

例えば、発災直後に行う業務として、「避難指示等の市民への情報発信」や「通信システムの点検・復旧作業」などが考えられるが、それらの業務をほぼ同時に着手したとしても、前者は単発で終わる業務に対し、後者は何時間又は何日間かを要する業務である。それを考慮した上で、着手時間（優先順位）及び目標達成時間（業務終了）を決める。

着手時間については、次のS～Eの段階に分けて考える。

S	発災直後に着手	A	3時間以内に着手	B	1日以内に着手
C	3日以内に着手	D	1週間以内に着手	E	1ヶ月以内に着手

2 発災後の経過時間ごとの非常時優先業務の着手の考え方

次の表は、東日本大震災で被災した自治体の災害対応を参考にまとめたものであり、この表を基に本市の非常時優先業務を洗い出した。

(1) 発災直後（S）	
<p>南海トラフ地震が発生すると、本市へは津波が到達する可能性がある。まずは、二次災害を防ぐため、津波からの避難等呼びかける必要がある。</p> <p>また、安否確認等により職員のマンパワーを確保するとともに、災害対策本部を設置するため、施設の安全確認を行うことが想定される。</p>	
【実施する主な業務等】	
職員参集、大津波警報に伴う避難指示、職員の安否確認、施設内の点検及び消火並びに救助活動など	
(2) 発災後3時間以内（A）	
<p>発災後は、施設の停電及びシステムダウンの中、災害対策本部を立ち上げ、本部長の指揮命令のもと、業務を行うことが求められる。</p> <p>この段階では、ほとんど災害に関する情報が入って来ないため、市内各地の情報収集を行わなければならない。情報班は、収集、分析、発信の3つに業務を分担しないと、うまく機能しなくなる。</p> <p>また、避難者が増えることが予想されることから、避難所を開設する必要がある。</p>	
【実施する主な業務等】	
災害対策本部設置、通信システムの復旧作業、被害状況の把握、避難所開設など	
(3) 発災後1日以内（B）	
<p>避難者数及び行方不明者等の安否確認が必要になってくる。</p> <p>また、避難者数等から、本市で備蓄している物資の仕分け及び搬送を開始しなければならない。お寺やホテルなど、市の施設以外の施設も避難所となる可能性があるため、見落とさないよう、注意が必要である。</p> <p>救出とともに遺体が発見されることが考えられる。遺体安置所の設置及び遺体管理を行わなければならない。</p> <p>道路が瓦れき等で寸断されていると支援が受けられなくなる。そのため、建築・土木等の部署を中心に、緊急輸送道路を主とした道路の確保に努めなければならない。</p> <p>上下水道等のライフラインの復旧作業にも取りかかる必要がある。</p> <p>これらの被害状況を集約し、県及び自衛隊、緊急消防援助隊その他の関係機関へ報告し、救助及び支援の要請を実施する。</p>	
【実施する主な業務等】	
安否確認所の設置、遺体安置所の設置、道路の点検、必要資機材及び重機の調達、ライフラインの復旧作業、各機関への派遣要請など	

(4) 発災後3日以内 (C)

一般に、災害救助においては、発災後72時間を経過すると生存者救出の可能性は著しく低くなると言われている。

3日ほど経つと、各関係機関からの応援が来ることが予想される。そのため、応援機関の配置場所や支援内容、物資集配拠点等の受援内容を決めておく必要がある。特に海外からの救助隊などは、勝手に来て活動し、勝手に帰っていくことが見受けられるため、応援機関との情報のやりとりや連携が大事である。

救援物資については、希望しない物資も含めて大量に届く可能性があり、救援物資の管理方法等に悩む可能性がある。運送会社への委託が望まれる。

避難所では、避難者の健康状態が心配される。応援に来た保健師を中心に、避難者の健康状態を診て回る必要がある。

死亡届等、各届け出の受付を開始しなければならない。また、遺体の火葬場の確保及び遺族の対応（送迎のためのバスの手配など）の必要が出てくる。遺体安置所での遺体の管理は、葬儀業者との連携が望まれる。

総理大臣その他国会議員及び芸能人等による視察又はイベント等の対応を行う必要がある。視察のための被害状況等をまとめた資料も作成しなければならない。

【実施する主な業務等】

緊急輸送道路の確保、物資集配拠点設置、救援物資の管理及び仕分け並びに搬送、ライフライン機能の回復、受援体制の整備、他機関との連携した救助活動、避難者の健康状態の管理、死亡届の受理、遺族対応、視察団対応など

(5) 発災後1週間以内 (D)

発災直後の生命の危機が去り、電気・ガス・上下水道・通信といったライフラインの復旧がほぼ完了する。市民の生命を守る業務から、身体及び財産を守るための業務への移行が求められる。

食糧不足のため、家屋に被害がなかった市民も避難所に来るようになり、避難者数がピークになることが予想される。一方で、避難者が速やかに避難所生活から通常的生活へ戻るができる環境づくりを進め、市役所の通常業務についても、必要性及び緊急性の高いものから順次再開していくことが望まれる。

【実施する主な業務等】

避難所の集約及び閉鎖、仮設住宅の計画、各種証明の受理、ガレキ処理、市役所通常業務の一部再開など

(6) 発災後1ヶ月以内（E）

生活再建支援の業務へ切り替えることが望まれる。また、避難所となっている学校では、授業の再開に向け、避難所を縮小・集約しなければならない。

発災から一定期間が経過したこの時期においては、被災者支援業務が大幅に拡大する時期である。被災者支援業務を迅速に進めるためには、重要性の低い通常業務については、実施の見送りを継続する。

仮設住宅の入居者募集や、復興公営住宅の計画立案を行わなければならない。仮設住宅ができるまでは、アパート等への一時入居についても視野に入れる。仮設住宅については、用地確保は本市で行うが、実施主体は県であるため、国・県等の対応や方針によっても進捗が左右される可能性がある。

死亡、罹災等の各種証明書の発行業務をスタートさせるなど、窓口業務を順次再開させていく。

【実施する主な業務等】

被災者支援業務、仮設住宅の入居者募集、復興公営住宅の建設計画、各種証明書の発行、災害弔慰金の支給など

3 選定後の結果

各課等の非常時優先業務を取りまとめ、課別・着手時期別にした結果は表のとおりである。

優先度別非常時優先業務数

区分	着手時期						小計
	S	A	B	C	D	E	
通常業務	21	24	32	45	88	125	335
災害対応業務	35	92	65	44	22	37	295
総計	56	116	97	89	110	162	630

部署名	区分	着手時期						小計	合計
		S	A	B	C	D	E		
総務法制課	通常業務		1		4		1	6	7
	災害対応業務						1	1	
交通防犯課	通常業務			1				1	2
	災害対応業務			1				1	
防災危機管理課	通常業務	1					3	4	21
	災害対応業務	3	12	2				17	
市民協働課	通常業務	1					5	6	12
	災害対応業務	1	1	3	1			6	
検査管財課	通常業務	1		1		6	1	9	17
	災害対応業務	3	1	3	1			8	
税務課	通常業務				1	9		10	16
	災害対応業務				3		3	6	
収納課	通常業務							0	2
	災害対応業務						2	2	
秘書課	通常業務		1	4		2	3	10	13
	災害対応業務		1	1	1			3	
職員課	通常業務					3	5	8	16
	災害対応業務		1	2	2	1	2	8	
財政課	通常業務			1				1	12
	災害対応業務			4	1	1	5	11	
企画政策課	通常業務							0	1
	災害対応業務						1	1	
広報課	通常業務	3	2			1	1	7	12
	災害対応業務	1	4					5	
デジタル推進課	通常業務		4	1	1			6	7
	災害対応業務		1					1	
市民窓口課	通常業務				9		1	10	15
	災害対応業務		2	2		1		5	
国保課	通常業務					2	9	11	11
	災害対応業務							0	
社会福祉課	通常業務		1	2	2	2	1	8	20
	災害対応業務		1	4	4	1	2	12	
女性・子ども課	通常業務	2			3	2	10	17	20
	災害対応業務	1	1	1				3	
幼児保育課	通常業務					4	5	9	15
	災害対応業務	1	3			2		6	
健康推進課	通常業務	1	1	1		3		6	14
	災害対応業務	1	5	1	1			8	
高齢者支援課	通常業務					2	3	5	10
	災害対応業務		2	2	1			5	

部署名	区分	着手時期					小計	合計	
		S	A	B	C	D			E
農務課	通常業務						12	12	25
	災害対応業務		3	6	2	2		13	
商工労政課	通常業務	2		8	1	3	11	25	30
	災害対応業務	1	1	2	1			5	
生活環境課	通常業務					7	1	8	16
	災害対応業務		1	2	5			8	
清掃センター	通常業務		6		5		1	12	34
	災害対応業務	1	3	9	5	2	2	22	
都市整備課	通常業務						1	1	6
	災害対応業務		1		1		3	5	
建築住宅課	通常業務	1	1	1		4		7	24
	災害対応業務		4	3	3	1	6	17	
花と緑の推進課	通常業務	2	1	5	1	2	2	13	21
	災害対応業務		3	1	1	3		8	
土木課	通常業務	3		2	6	5	11	27	38
	災害対応業務	1	3	6		1		11	
用地課	通常業務			1			1	2	2
	災害対応業務							0	
経営課	通常業務				2	4	7	13	14
	災害対応業務			1				1	
中心街整備事務所	通常業務					2		2	4
	災害対応業務	1	1					2	
水道課	通常業務		2		2			4	20
	災害対応業務		9	1	3	1	2	16	
下水道課	通常業務		3			1		4	14
	災害対応業務		3	2	2	2	1	10	
庶務課	通常業務					6		6	12
	災害対応業務	1	2	1			2	6	
予防課	通常業務				2	1	9	12	18
	災害対応業務		2		3	1		6	
警防課	通常業務					4		4	11
	災害対応業務	6		1				7	
学校教育課	通常業務				1	5	3	9	18
	災害対応業務		4		2		3	9	
社会教育課	通常業務	4	1	3	5	2	12	27	47
	災害対応業務	6	10	3	1			20	
管理課・文化芸術課	通常業務			1				1	8
	災害対応業務	4	1	1			1	7	
中央図書館	通常業務						3	3	8
	災害対応業務	2	1			1	1	5	
スポーツ課	通常業務						2	2	3
	災害対応業務	1						1	
会計課	通常業務					6	1	7	11
	災害対応業務		2			2		4	
監査委員事務局	通常業務							0	1
	災害対応業務		1					1	
農業委員会事務局	通常業務							0	0
	災害対応業務							0	
議事課	通常業務							0	2
	災害対応業務		2					2	

各課等の非常時優先業務のうち、災害対応業務を「①本部運営～⑧その他」に分類し、各分野でどのような対応をいつ頃着手すべきかをまとめた。このような流れで実施することとなる。

災害対応確認表(概要)

着手時期	①本部運営	②救助・避難所	③医療・福祉	④被災者支援・物資	⑤住宅関係	⑥インフラ復旧	⑦がれき処理・防疫	⑧その他	
直後 (S)	災害対策本部を立ち上げるため、庁舎等のライフラインの確認 (防災危機管理課、その他の総務部)	来館者等に対する避難誘導や書類の持ち出しなどの一時避難、負傷者対応、津波避難指示等の避難に関する業務 (所管施設担当課)			応急危険度判定の体制の確保 (建築住宅課) 応急危険度判定士を要請し、被災建物の判定活動実施 (建築住宅課)				
3時間以内 (A)	電子機器類の復旧作業や職員の安否確認、地震・津波の情報収集を行うなど、災害対策本部を立ち上げる準備 (デジタル推進課、防災危機管理課、検査管財課、その他の総務部)								
	災害対策本部員会議を開催し、初動活動方針の決定 (本部員)	避難所の応急危険度判定や開設など、避難に関する業務 (避難所配備員、建築住宅課)	医療救護体制の確立や医薬品等の調達など、救護に関する業務 (健康推進課)	広報活動やホームページの更新など、情報収集した内容を広報する業務 (広報課、その他の企画部)		下水道等インフラ対策、災害廃棄物対策などの体制の確保 (下水道課、清掃センター)	環境汚染の調査 (生活環境課)		
1日以内 (B)	各機関と連絡調整を行うなど、災害対応の体制の整備 (防災危機管理課、その他の総務部)	救出救助が続いており、避難状況や行方不明者の状況を把握 (社会福祉課、その他の市民福祉部、避難所配備員)	避難者の保健指導 (健康推進課)	避難者、行方不明者、死亡者を取りまとめるため安否確認所を設置 (社会福祉課、その他の市民福祉部)	被災宅地危険度判定士を要請し、宅地の判定活動実施 (建築住宅課)	緊急輸送路を確保するため、重機等を確保し、道路啓開を実施 (土木班)	し尿処理及び災害廃棄物処理の準備 (清掃センター)	貸し館業務に関する連絡等 (所管施設担当課)	
	職員の被災状況の把握及び派遣の統括 (職員課、防災危機管理課)		要配慮者等情報収集 (社会福祉課、高齢者支援課)	ボランティアセンター設置 (社会福祉協議会、社会福祉課)		下水道の点検やポンプ場施設の復旧 (下水道課)	焼却炉や最終処分場の復旧 (清掃センター)	委託業者等へ連絡確認 (所管施設担当課)	災害復旧費に関すること (財政課、各課等)
3日以内 (C)	受援体制の整備や職員配置の調整、職員の健康管理など、体制の見直し (職員課、防災危機管理課、本部員)		避難所等の食品衛生 (生活環境課、健康推進課)	市職員分を含む食糧、生活必需品の調達及び支給 (社会福祉課、その他の市民福祉部、教育委員会)	被災家屋件数調査や被災証明の受付 (税務課、収納課、建築住宅課、予防課)	応急給水 (水道課、避難所配備員)	し尿収集・運搬・管理、ごみ収集 (清掃センター)	重油等燃料の確保 (検査管財課、各課等)	
	視察や慰問対応 (各部課等)		被災者の生活相談 (社会福祉課、その他の市民福祉部)	火葬場の確保 (生活環境課)	一時建築制限、応急仮設住宅の入居者募集や建設計画の策定 (都市計画課、社会福祉課、建築住宅課)	溢水(いっすい)の解消、水道施設の復旧などの応急復旧 (下水道課、水道課)	防疫用薬剤調達など、防疫に関すること (生活環境課)	火災予防査察など火災に関する調査 (予防課)	
1週間以内 (D)				相談窓口や義援金等窓口の設置など、市民ニーズに応えるための窓口業務 (市民窓口課、その他の市民福祉部)	応急仮設住宅の建設 (愛知県、建築住宅課)	水道施設の本復旧(病院・避難所優先) (水道課)	ごみ処理 (清掃センター)	市の施設の災害復旧、各施設再開の判断 (所管施設担当課)	
1ヶ月以内 (E)	災害対策本部閉鎖の判断 (本部員)	避難所の応急復旧、集約・閉鎖の判断 (本部員、所管施設担当課)		租税等納期の延期、徴収・換価猶予の申請等、 <u>税金に関する業務</u> (収納課)	応急仮設住宅の入居者選定 (社会福祉課、建築住宅課)	水道施設の本復旧(病院・避難所以外) (水道課)	災害廃棄物処理 (清掃センター)	授業再開の判断、教科書支給等学校授業に関すること (学校教育課)	
					被災証明発行、被災台帳作成 (税務課、社会福祉課、予防課)				公務災害補償、職員採用等、職員支援に関すること (職員課)
					被災者の住宅相談等、 <u>市民の住宅の応急修理</u> (建築住宅課)				各施設の災害復旧 (所管施設担当課)
								復興都市計画事業 (都市計画課)	
								補正予算編成、起債、一時借入金等、復旧復興予算に関すること (財政課、各課等)	

第5章 非常時優先業務における課題と対応

1 課題の選定基準

目標着手時期がS～Eの非常時優先業務に対し、各課等においてどのような課題があり、事前に対応が必要なものをI～Vに分けた。I～Vの課題の選定基準は表のとおりである。

		影響度		
		大	中	小
		<ul style="list-style-type: none"> ・死者の発生 ・多数の負傷者発生 ・行方不明者発生 ・業務の遅延が地域社会に大きな影響を及ぼす ・業務継続に多大な影響がある 		<ul style="list-style-type: none"> ・少数の負傷者発生 ・業務が遅延しても市民が困らない ・業務継続への影響が少ない
発生 の 可 能 性	大	優先度Ⅰ (その業務の対策ができないと、発災時にほぼ確実に死者や負傷者、行方不明者が増える。又は業務が遅延することにより、社会に多大な影響を及ぼす。)	優先度Ⅱ	優先度Ⅲ (対策ができないと業務が遅延する可能性は高いものの、市民等への影響は少しで済む。)
	中	優先度Ⅱ	優先度Ⅲ	優先度Ⅳ
	小	優先度Ⅲ (対策ができなくても業務ができなくなることはまじないが、仮にその業務ができなくなると、市民等へ多大な影響を及ぼす。)	優先度Ⅳ	優先度Ⅴ (対策ができなくても業務ができなくなる可能性は低く、また、仮にその業務ができなくなったとしても市民等への影響は少ない。)

2 課題と対応

市民ニーズに応えるために、通常業務（特に窓口業務）を早期に再開させる必要があるが、一方で、極めて膨大な災害対応業務を迅速に実施しなければならない。

BCPを作成する中で明らかとなった課題業務の優先度別の数は表のとおりである。

課題対応の優先度

優先度	I	II	III	IV	V	総計
通常業務	34	23	59	45	79	240
災害対応業務	78	61	81	13	31	264
総計	112	84	140	58	110	504

この課題業務のうち、特に優先度の高い課題とその対応について、次のとおりまとめた。これらは、全庁を挙げて対策を取っていく必要がある。

(1) 連絡調整及び情報発信手段

大規模災害時は、通信システムの途絶等により、国、県、協定先、委託先その他関係機関等との外部との連絡調整が難しくなる。国（中部地方整備局）及び県

職員については、大規模災害時に災害対策本部へ自動参集することになっているが、他の関係機関についても、大規模災害時にはどのように連絡を取り合うかを事前に決めておかなければならない。

また、市民に対して速やかに災害対応の状況、窓口等の業務停止の範囲及び業務再開時期等について広報しなければならないが、通信システムが使えない場合の広報手段（看板で案内等）についての検討が必要である。

このように、情報収集や情報発信については、通信システムの早期復旧が必須であるが、各課等の非常時優先業務を考慮し、どのシステムから復旧させていくべきかを事前に定めておくことが、非常時優先業務をスムーズに実施するのに必要不可欠である。

(2) 資機材・物資

ア 燃料

災害発生時には、災害対応に用いる公用車だけではなく、市庁舎等における非常用発電機の運転や、避難所での電源確保等、様々な状況において燃料が必要となる。

平常時には、市有施設における燃料の備蓄と各施設が使用する油種等の把握に加え、愛知県石油業協同組合知多連合会知多第2地区東海市グループとの「災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定」の締結など、事前対応策を実施する。しかし、災害発生時には、交通の混乱や協定締結先の被災により、市の各部局の要求する量の全てを調達できない事態も想定される。

そのため、燃料の配分に当たっては、燃料の供給可能量を考慮し、非常時優先業務の中でも特に重要な機能及び停止させてはならない業務について、優先的に燃料を配分することが必要である。

イ 公用車

災害発生の初動期においては、避難所への職員の派遣、所管施設等との連絡・被害状況把握、市道等のパトロールをはじめとした、様々な非常時優先業務において職員の移動手段の確保が重要となる。

平常時から公用車の燃料を半分以下にならないよう、こまめな給油を実施する。

一方で、本市が保有する公用車の台数には限りがあるため、業務に使用する自動車の需要数に対し、保有する公用車の台数が不足する場合の対応策（相乗り、レンタカー、タクシー、自転車等の活用）の検討が必要である。

ウ 資機材等調達

ほとんどの災害対応業務には、資機材を使用しなければならず、委託業者や協定先等から調達することが見込まれる。しかし、それらの者も被災する可能性があり、さらに本市だけでなく他の自治体も被災することで配分量が調整されることから、本市において準備できるものは、極力事前に備え付けておかなければならない。

また、医薬品の調達については、東海市薬剤師会との「災害時における医療救護に必要な医薬品等に関する協定」の締結など、各救護所において医薬品を分配できる仕組みを整える。

(3) 内部体制の調整

ア 参集・安否

災害時には安否確認を実施する必要があるが、メール等により自ら上司等へ報告しなければならないが、現時点で参集報告が可能な手段は、J－ALERTと連動で発信される情報伝達システムだけである。しかし、大規模災害時にはメール等の使用が制限され、情報伝達システムも使用できなくなる可能性があるため、情報伝達システムに加え、新たに安否を確認する手段の構築が必要である。

イ 連携

非常時優先業務を実施する際には、一つの課や一つの部局だけで対応できる業務が少なく、部を越えた連携が必須であり、そうした場合の指揮者等を定めるなどの体制を整える必要がある。

また、情報共有をどのように実施すべきかが課題であるが、災害対策本部等において情報を集約・分析・発信するなど、連携していくことが望まれる。

ウ 職員の健康管理

災害発生直後の業務は多忙を極め、しかも長時間の労働となる可能性が高い。また、応急対策業務から徐々に復旧業務、通常業務へと移行するまでは、長期間を要すると想定されることから、非常時優先業務を継続的に遂行していくた

めには、職員の健康管理が重要である。

この点を意識し、食糧・休憩場所・トイレ等の確保、交替勤務のルールなど、事前に対策を講じておくとともに、家族との連絡、一時帰宅等について配慮し、本人・家族を含めた心身の健康チェックを行える体制を整える必要がある。

(4) 外部との連携

本市職員だけではマンパワーの確保が難しく、他自治体や関係団体・機関からの応援を要請する必要があるが、受け入れに際しては応援職員等の人数の把握だけではなく、応援職員等の宿泊施設の確保や被災地に搬入される緊急車両及び重機等の展開場所が必要となる。このため、地域防災計画と整合性を取りながら受援体制のマニュアルを整備するなど、効率よく災害対応が実施できるよう検討していく。

(5) マニュアル・訓練

非常時優先業務を実施する際に、例えばどの通信システムから復旧させるべきか、受援体制をどうするか、ライフラインをどのように復旧させるのか、災害廃棄物をどう処理するかなど、各課等において、手順等を示した計画やマニュアルの作成を検討する。

また、作成した計画やマニュアルが有効かを検証し、定着させるためには、繰り返し訓練を実施する必要がある。

「災害対応確認表（概要）」の業務で挙げた課題と対応は表のとおりである。

着手時期及び災害対応種類ごとの課題と対応

着手時期	①本部運営	②救助・避難所	③医療・福祉	④被災者支援・物資	⑤住宅関係	⑥インフラ復旧	⑦がれき処理・防疫	⑧その他
直後 (S)	庁舎等のライフラインの確認 ・光熱水のライフラインの状況確認をするために、事前にライフラインの経路を確認しておく。 ・庁舎が使えなければ代替拠点を確保する。	避難に関する業務 ・具体的な内容を記した避難誘導等のマニュアルの作成が必要。 ・津波避難指示及びひ門操作等の際に、防災無線やスピーカー等の電子機器類が使える状態にしておかなければならない。 ・広範囲で火災が発生すると消防職員だけでは対応しきれない。日頃から地域住民による訓練が必要。			応急危険度判定士を要請 ・派遣依頼の人数を把握する必要がある。			
3時間以内 (A)	災害対策本部を立ち上げる準備 ・発災直後は被災情報が集まりにくい。職員が参集する際にカメラやビデオに状況を収めたり、防災カメラ等で市内の状況を把握することが必須。							
	初動活動方針の決定 ・庁舎の応急危険度判定をいち早く実施し、電源を確保しなければならない。 ・BCPのみならず、初動体制等のマニュアルを作成し、より円滑な災害対応を実施する必要がある。	避難に関する業務 ・人員が足りず、一度に全ての避難所等の応急危険度判定を実施することは困難。避難所配備員にも順次応急危険度判定の研修を受けさせているが、やはり技術士や専門家でないとは判定は難しい。						環境汚染の調査 ・調査器具を取り扱える職員が少ないため、職員に対して研修の実施が必要。
	各機関の受入れ準備 ・システムや防災無線等が使用できないと応援要請ができない。 ・受援体制の整備がされていないため、計画やマニュアルを作成する必要がある。		救護に関する業務 ・医療救護関係機関との連携が必須だが、通信手段の確保が難しい。事前に協定締結をし、実施細目等の体制を規定したものを作成する。	広報する業務 ・公用車による広報は難しいため、防災スピーカーやメルマガ、ホームページ等のツールにより広報を実施する必要がある。通信システムの早期復旧に努めなければならない。 ・災害対策本部からの庁外施設への情報伝達方法を確立する必要がある。		インフラ復旧の準備 ・関係機関への連絡調整が必須だが、通信手段が確保されていない。発災時は、関係機関に市役所へ来てもらうなど事前の調整が必要。		保育園及び学校に関する業務 ・休園、休校の周知方法を定めておく必要がある。 ・園児、児童、生徒等の引き渡しの際は、地域によって津波に注意しなければならない。 ・被災児童、生徒の確認方法を記したマニュアルを作成する必要がある。

着手時期	①本部運営	②救助・避難所	③医療・福祉	④被災者支援・物資	⑤住宅関係	⑥インフラ復旧	⑦がれき処理・防疫	⑧その他
1日以内 (B)	災害対応の体制の整備 ・協定自治体が多数なため、どちらの自治体から支援要請すべきか、被災自治体のパターンをいくつか作成し、要請する順番を整理しておく必要がある。 職員の被災状況の把握及び派遣の統括 ・職員、家族の被災状況等の把握、勤務可能人数調査の職員の範囲や方法等が決まっていなため、マニュアルを作成し、また、職員名簿を紙で用意しておく必要がある。	避難状況や行方不明者の状況を把握 ・拠点避難所以外の施設においても避難者が来る可能性があるが、許容範囲を超えた場合、他の施設への案内を行うこととなるため、近隣の施設の状況を把握する必要がある。 ・各施設において案内板を出すなどして、どの施設でどのような対応が受けられるのか等を知らせることが求められる。	避難者の保健指導 ・現在の保健師では数が足りないため、応援職員による保健指導が必要。 要配慮者等情報収集 ・要配慮者の状況・ニーズ把握手法の検討をする必要があり、特に一人での外出困難者、親族・知人が身近にいない方への配慮が必要。 ・システムが機能しないと確認が困難なため、定期的に紙媒体で最新版を印刷しておく。	安否確認所を設置 ・一つの部署で対応するのではなく、多数の部署の職員により、市民ニーズに対して臨機応変に対応しなければならない。 ・場所や資機材等の具体的なことが定められていないため、マニュアルの作成が必要。 ボランティアセンター設置 ・ボランティアセンターや日本赤十字社等との連絡調整が必須だが、通信手段の確保が難しい。通信による連絡が不可能な場合の連絡手段を事前に確認する必要がある。 死体処理に関する業務 ・保管場所や運搬の人員確保が課題である。保管場所に関しては市施設のみならず、企業等の空き倉庫を貸していただくなど、事前に協定等を結ぶなどして対策する必要がある。		緊急輸送路を確保 ・資機材の調達状況によっては、道路啓開に時間がかかり、緊急輸送路の確保が困難になる。協定先を確認し、支援を受ける体制を整えておく。 ・現場と災害対策本部との連絡調整が必須である。 下水道の点検やポンプ場施設の復旧 ・人員不足が懸念される。マニュアル等を整備するなどして、具体的にどのように動かすかを事前に決めておく必要がある。	し尿処理及び災害廃棄物処理の準備 ・運搬をどのように行うか等、運搬体制を確立する必要がある。 ・災害廃棄物の想定される発生量から仮置場の候補地を決めておく必要がある。 焼却炉や最終処分場の復旧 ・ライフラインの復旧と運搬資材等を有する業者の確保が必要であり、業者と資材の供給について協議し災害時に十分に確保できる体制を整える。	貸し館業務 ・停電時はホームページが使えないため、それ以外で告知する方法を決めておく必要がある。 委託業者等へ連絡確認 ・電話やメール等の通信による連絡調整が難しいため、震災時の情報伝達手段などを事前に委託業者と確認する。 災害復旧費に関すること ・情報端末が使えないと作業ができないため、非常用発電機が必要。
3日以内 (C)	体制の見直し ・職員へマスクや消毒液等を配布するなどした二次災害防止や、3日以降の職員の食糧確保等の対策が必要。 ・受援体制の整備がされていないため、マニュアル等の作成が必要。		被災者の生活相談 ・迅速な情報提供が求められるため、情報伝達の均一化を図る。	食糧、生活必需品の調達及び支給 ・一つの課・部で担当するのではなく、全庁が対応することが必要。	被災家屋件数調査や被災証明願の受付 ・被災家屋の件数を調べる際には、税務課と建設部局が連携を取りながら実施する必要がある。 ・被災証明願の受付に関しては、市民が殺到する可能性があるため、窓口を別にするなどして対応する必要がある。 応急仮設住宅の入居者募集 ・どのように調査すべきか、マニュアルの作成が必要。 ・福祉部局と建設部局の連携が必要。	溢水（いっすい）の解消、水道施設の復旧などの応急復旧 ・修繕に必要な資機材が不足する可能性があるため、バリケード、マーカールライト、セーフティコーン、土のう袋、ポンプ、発電発電機、投光器等を整備しておく必要がある。 ・修繕機械の準備を業者へ依頼する。	し尿収集・運搬・管理、ごみ収集 ・仮設トイレの利用率を把握し、くみ取りの優先順位を決めておく。 防疫に関すること ・西部家畜衛生保健所との通信手段の調整が必要。	重油等燃料の確保 ・燃料の輸送手段や入手先を決めておく。 火災に関する調査 ・停電や破損等により消防用設備等が使用できない状況で対象物を緊急に使用しようとする事業所等へ指導するために、他市町村の実例等を参考に事前に検討しておく。
1週間以内 (D)					応急仮設住宅の建設 ・県との引継方法等のマニュアルの作成が必要。	水道施設の本復旧 ・修繕機械の準備を業者へ依頼する。	ごみ処理 ・大量に処理ができないため、生活ごみの収集を優先し、家具等の粗大ごみは控えるよう周知する。	
1ヶ月以内 (E)						災害廃棄物処理 ・分別のマニュアルの作成と予約制などの確立。	学校授業に関すること ・学校を再開するための基準をリスト化しておく。 各施設の災害復旧 ・人員不足が懸念されるため、修繕箇所の優先順位をリスト化しておく。	

第6章 今後の取組み

1 本計画の推進

本計画の定着と課題の対応を具体化するため、各課等に防災担当者を設置し、説明会や訓練等を実施するなど、災害対応能力の向上を図るとともに、必要に応じて本計画を見直すなど、計画の改善・定着を図りながら推進していく。

2 教育・訓練

本計画の発動にあたっては、職員一人ひとりが本計画の目的、役割を正しく理解し、実際の実務に活かさなければならないため、教育や訓練等を通じて職員個人の能力を向上させるとともに、組織的な対応力の向上を図っていく必要がある。

また、教育・訓練の結果を検証し、課題や不足事項等について把握するとともに、課題の解消に向けて庁舎設備等の強化や各課等の業務マニュアルの整備を進めていく。

3 本計画の更新

社会状況の変化、人事異動等による組織の改正、各課等の新しい取組みなど、絶えず変化する業務に対応するため、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）を展開し、定期的に見直し、更新を行うとともに、組織としての業務継続能力を継続的に維持・改善するプロセスを構築していく。